

基礎控除の特例の創設

103万円の壁への対応

令和7年度税制改正法案(基礎控除10万円の引上げ)に加え、2月28日、**基礎控除の特例**を創設する修正案が国会に提出されました。

- ・追加① **低所得者層**の税負担への配慮(恒久的措置):基礎控除をさらに**37万円**引き上げ、課税最低限を**給与収入160万円**に
- ・追加② **中所得者層**を含めた税負担軽減(令和7・8年の措置):基礎控除を**3段階**で引き上げ、納税者の**8割強**を対象に税負担軽減

<所得税の基礎控除(所得655万円以下の場合)>

本人の合計所得金額	(参考)給与収入	基礎控除(原則)		基礎控除の特例	所得税の基礎控除額		(参考)住民税の基礎控除額
		現行	当初案		令和7・8年	令和9年~	
132万円以下	200万円相当以下	48万円	+10万円	+37万円(追加①)	95万円(恒久的措置)		43万円(改正なし)
336万円以下	475万円相当以下			+30万円(追加②)	88万円	58万円 注:特例なし	
489万円以下	665万円相当以下			+10万円(追加②)	68万円		
655万円以下	850万円相当以下			+5万円(追加②)	63万円		

合計所得金額
2,350万円以下

<追加①のイメージ(所得税)>



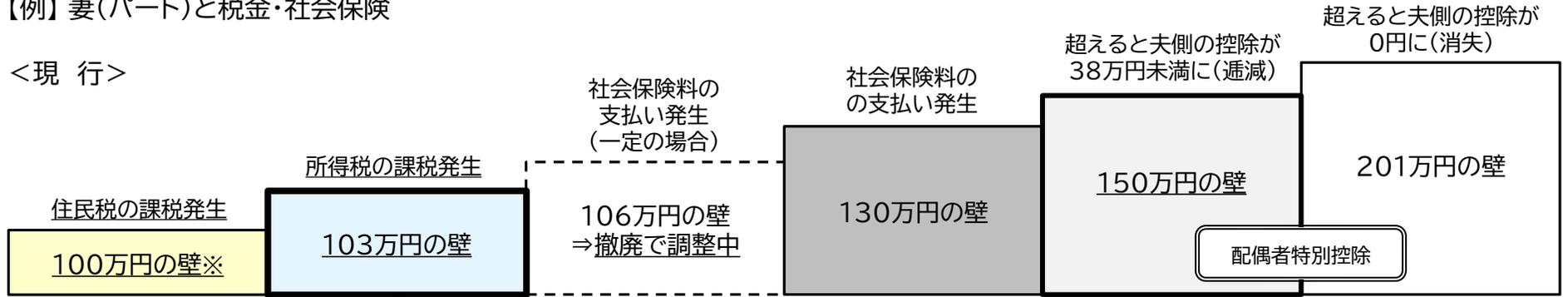


「103万円の壁」への影響

103万円の壁への対応

【例】妻(パート)と税金・社会保険

< 現 行 >

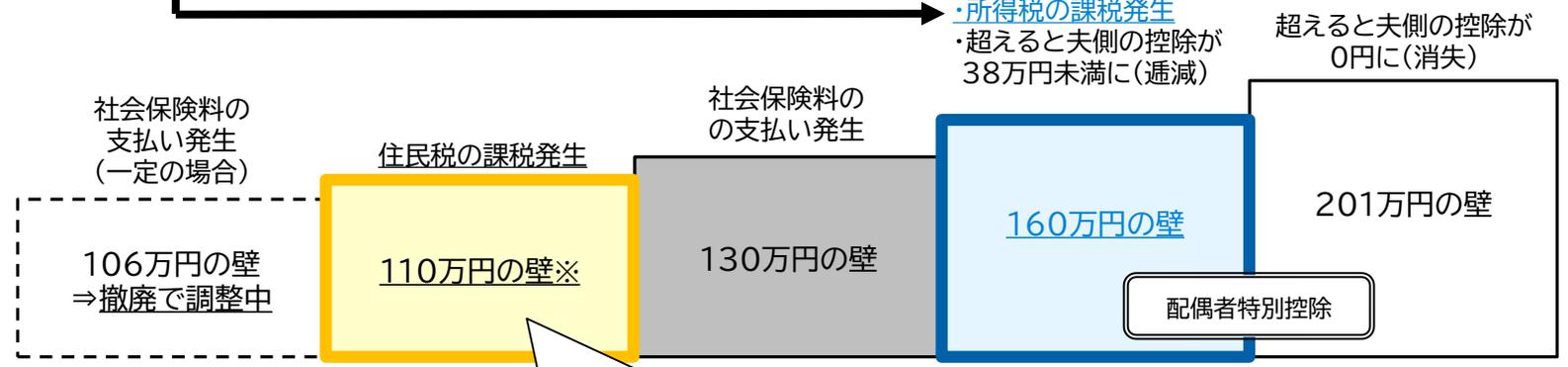


103万円 + 57万円 = 160万円

- ・基礎控除 + 10万円(当初案)
- ・基礎控除の特例 + 37万円(追加①)
- ・給与所得控除 + 10万円(当初案)

一般的な社会保険料支払いがある場合は188万円

< 当初案 + 追加① >



住民税は基礎控除の改正がないため、給与所得控除+10万円(当初案)のみ反映

※住民税は自治体により金額基準が少し異なる。